

教育課程部会 教育課程企画特別部会（第21回）配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryu/mext_00064.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

教育課程部会 教育課程企画特別部会

> 教育課程部会 教育課程企画特別部会（第21回）配付資料

教育課程部会 教育課程企画特別部会（第21回）配付資料

1. 日時

令和8年10月21日（水曜日）15時30分～17時30分

2. 場所

WEB会議と対面による会議を組み合わせた方式

3. 配付資料

議事次第 (PDF:109KB)

【進行資料】教育課程企画特別部会（第21回）の流れ（イメージ）(PDF:366KB)

【資料1 - 1】全国都市教育長協議会 御発表資料 (PDF:698KB)

【資料1 - 2】全国高等学校長協会 御発表資料 (PDF:553KB)

【資料1 - 3】日本私立小学校連合会 御発表資料 (PDF:526KB)

【資料1 - 4】全日本教職員組合 御発表資料 (PDF:552KB)

【資料1 - 5】日本高等学校教職員組合 御発表資料 (PDF:637KB)

【資料1 - 6】全日本教職員連盟 御発表資料 (PDF:526KB)

【資料2 - 1】全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 御発表資料 (PDF:441KB)

【資料2 - 2】全国へき地教育研究連盟 御発表資料 (PDF:443KB)

【資料2 - 3】公益財団法人日本スポーツ協会 御発表資料 (PDF:481KB)

【資料2 - 4】日本労働組合総連合会 御発表資料 (PDF:575KB)

【資料2 - 5】一般社団法人新経済連盟 御発表資料 (PDF:549KB)

【参考資料1】次期学習指導要領等に向けた審議まとめ

【参考資料2-1】教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）(PDF:173KB)

【参考資料2-2】教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体一覧 (PDF:319KB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
教育課程企画特別部会（第21回）議事次第

1. 日 時 令和8年10月21日（水）15：30～17：30

2. 場 所 文部科学省東館3F1特別会議室、5F4会議室
※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式
※二会場同時開催の形式にて実施

3. 議 題

- （1）次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング③
- （2）その他

4. 配付資料

進行資料 教育課程企画特別部会（第21回）の流れ（イメージ）
資料1－1 全国都市教育長協議会 御発表資料
資料1－2 全国高等学校長協会 御発表資料
資料1－3 日本私立小学校連合会 御発表資料
資料1－4 全日本教職員組合 御発表資料
資料1－5 日本高等学校教職員組合 御発表資料
資料1－6 全日本教職員連盟 御発表資料
資料2－1 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 御発表資料
資料2－2 全国へき地教育研究連盟 御発表資料
資料2－3 公益財団法人日本スポーツ協会 御発表資料
資料2－4 日本労働組合総連合会 御発表資料
資料2－5 一般社団法人新経済連盟 御発表資料

参考資料1 次期学習指導要領等に向けた審議まとめ
参考資料2－1 教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）
参考資料2－2 教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体一覧

	時間	会議室A	会議室B
1 開会	15:30～15:35	進行上の確認	進行上の確認等
2 学習指導要領 等に向けた 関係団体からの ヒアリング	15:35～17:25	・全国都市教育長協議会より説明 ・全国高等学校長協会より説明 ・日本私立小学校連合会より説明 ・全日本教職員組合より説明 ・日本高等学校教職員組合より説明 ・全日本教職員連盟より説明 ・質疑応答等	・全国特別支援学級・通級指導教室 設置学校長協会より説明 ・全国へき地教育研究連盟より説明 ・公益財団法人日本スポーツ協会より 説明 ・日本労働組合総連合会より説明 ・一般社団法人新経済連盟より説明 ・質疑応答等
3 閉会	17:25～17:30	次回以降についての連絡等	次回以降についての連絡等

※2つの会場に分かれて実施

「中央教育審議会 審議まとめ」への期待

全国都市教育長協議会長（岐阜市教育長） 水川和彦

1 審議まとめを「子どもを本気で主語にする教育」へのリデザインと受け止めた

審議の過程をすべて公開してきた今回の中央教育審議会は、文部科学省が示す「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」という3つの方向性や具現の方策をスケルトンにして提示しており、各教育委員会や学校としても、これからの新しい教育のベクトルを見据える重要な資料となっていることに感謝したい。

（１）「自らの人生を舵取りする力」「好きを育み、得意を伸ばす」というフレーズに強く共感する

上記フレーズが強調されていることに大きな期待を寄せている。学習指導要領は、教育課程編成の基準となっているが、一律一斉指導を通した基礎・基本の習得を目的とすることなく、児童生徒の「好き」に着目し、それを「得意」へと科学変化させていく教育のデザインは、これからの教育課程編成の中核となる哲学であると考えている。

（２）「好きを育み、得意を伸ばす」教育の実現は、各学校に委ねられているという自覚が必要

公教育は、国・都道府県教育委員会・市町村教育委員会が、それぞれ立場と役割を分担・連携することによって質を担保している。よって、改訂に込められたゆるぎない哲学を示す文部科学省、自治体ごとの体力差を踏まえた施策を講じる都道府県教委、地域の実態に即した各学校のダイナミックな教育活動を支援する市町村教委の役割を一層整理したい。地域や児童生徒の実態を踏まえた各学校のグランドデザインこそが、改訂の趣旨を踏まえた子どもの未来を拓く学校教育につながると考えている。

（３）多様な子どもたちの「深い学び」を確かにするためには、豊富な具体的事例の蓄積がカギ

教育改革は、通常軸を少し外れたように見える実践が発端となることが多い。学習指導要領の全面実施を迎える令和12年までに、サキドリ研究校を含め、文部科学省の哲学を具現する事例を全国に少しでも多く紹介していただきたい。そのことにより、各自治体、各学校が自らの特色ある教育を描くヒントとなることに期待している。

2 改訂の趣旨と3つの柱が、具体レベルで見える化されることに期待する

（１）資料を含め1000ページに及ぶ審議まとめの視覚化

岐阜市も含め、すでにAI等を活用して審議まとめを視覚化（プレゼン資料化）している関係者は多い。だからこそ、審議まとめの本質的な意義（真のねらい）が失われないように、地域住民や保護者でも十分に理解できるレベルでの、「改訂方針の見える化」を文部科学省に期待したい。

（２）用いられる用語の定義を具体レベルで整理

資質・能力の「深まり」「一体的育成」「表形式による構造化」といった言葉は、文科省資料を熟読しても、まだまだ現場での理解は難しいと受け止めている。表形式にすることにとどまらず、どんな考え方や知識をもてば、汎用性のある理解や深い学びといえるのかを、具体的に子どもの姿（様相）で表現していただければありがたい。日常業務に追われ十分に日々の教材研究が十分にできない教員を、具体的な指導の解説（参考）資料により応援いただく仕組みを構築いただきたい。

（３）「リアルな学びをデジタルが支える」構造を教科の枠を超えて示していただきたい

第2期 GIGA スクール構想で、学校現場におけるタブレットや ICT の活用は一層進化している。ただ、ICT の活用については、「検索して結論付け」といった浅い学びに終始しないような、指導の構造化と学習の道具としての目的を明確にした実践の積み上げが学校でも必須である。

デジタルの時代だからこそ、逆にリアルにこだわらないと、目の覚めるようなイノベーションは起きないと考え、教科における情報機器の取り扱い、総合的な学習の時間における情報の領域、情報・技術科の新設等々、リアルな学びを支えるデジタル活用の具体的な場面を整理いただきたい。

（４）デジタル学習指導要領の提案様式（フォーマットと階層）を工夫いただきたい

デジタル学習指導要領や解説書は、研究授業のためだけに振り返る資料ではなく、日々の授業実践のパートナーとなるような内容構成に期待したい。そのためには、当該学年の学びを俯瞰できるような表記はもとより、学年間の学びの系統や、中核となる見方や考え方を発揮した子どもの具体的な姿などの具体的な表記を期待したい。

３ 調整授業時数制度が小手先の時数操作に終始しないことを期待

（１）コマ数の計算や操作だけが、カリキュラムマネジメントの中核ではないことを自覚したい

調整授業時数制度は、深い学びの実装、多様性の包摂の革新的な方策であり、期待が大きい。ただ、45分授業を40分にしてその時間を生み出すといった操作のみが、余白創出の手立てであると誤解されないようにしたい。教科や単位によっては45分→40分ではなく、一コマ20分、60分、90分といったユニットもあるはず。サキドリ研究校の先進事例が、この「深い学びの実装」「多様性の包摂」を具現し、真に深い学びにつながることに期待したい。

（２）公教育の「機会均等と水準の維持向上」と学校の裁量が自己矛盾しないコントロールが必要

公教育は、どの学校に通っても変わらない教育の質が担保されることが鉄則である。授業時数削減を総授業時数からの引き算と考えてはならないと考えている。公教育としての質の担保を何時間でできるかを踏まえ、そこから足し算として調整授業時数をデザインすることが肝要であろう。

児童生徒が転校した際に、学び抜けしていたり、浅くしか学べなかったりすることがないように、国が学習内容の基準を明確に打ち出すことが肝要である。

４ 告示される学習指導要領では、「好きを育み、得意を伸ばす」教育課程編成のデザインを色濃く出していきたい

（１）全ての教育活動に「好きを育み、得意を伸ばす」コンセプトを導入してほしい

学習指導要領の教科・道徳・特別活動・総合的な探究のそれぞれに、「好きを育み、得意を伸ばす」具体的な内容が色濃く見えるようにしていただきたい。我が国の教育は、同一学年・同一内容主義で、とりわけ進路決定を目指す中学校教育でさえ、選択教科もなく、自分の趣味や特技に異年齢で打ち込む部活動さえも希望入部である。教育基本法の1条・2条に明示されている教育の目的に照らし合わせるまでもなく、学校の教育課程編成・実施のどの部分を切り取っても「好きや得意の伸長」がにじみ出るデザインこそが、一人一人の主体的な学びを支え「自らの人生を舵取りする力」につながっていることを、文部科学省としても明示していただきたい。

（２）2階建ての柔軟な教育課程編成の2階の部分がすべての児童生徒に反映するようにしたい

多様性の包摂の視点は、通級・日本語指導・不登校・ギフティッドといった特別な配慮が必要な児童

生徒のためだけに書かれているわけではないと受け止めたい。「多様性」は、すべての児童生徒にあるという哲学を打ち出して、学校教育をデザインしたほうが今回の改定の趣旨に沿っているのではないかと考えている。

5 その他

（１）全人的な「人間教育」の観点からの「学びに向かう力、人間性等」の評価が求められる

結果としての評価ではなく、学びのストーリーとしての評価が、今後は重視されるべきであると考えている。子どもたち一人一人の多様性を踏まえて評価する際には、評価の在り方も根本的に「学びの足跡」「探究の記録」をもとにした「成長のカルテ」として位置付けていくべきであると考えている。

（２）アオハル（青春）を支える高校教育が大きな転換点を迎えている

私学無償化は、地方の公立高校の定員割れを増加させるだけでなく、充実した高校生活を飛び越え、大学進学の通過点としての高校生活へとシフトしていく危険をはらんでいる。実際、無償化による保護者の負担軽減は、塾への支払いに転化している家庭も少なくないのではと危惧する。価値ある探究と豊かな青春時代（アオハル）を過ごす高校教育に期待したい。

（３）教員の資質向上を目指す教員養成・研修制度の見直しが急務である

「教育の質は教員の質に比例する」といわれるが、働き方改革と若い教員の比率が高い教育現場にあって、今後は一層の質の高い教員の確保が必要となる。各段階で意味ある育成・研修を期待する。

教員養成：教育に対するゆるぎない信念と、発達理論・特別支援・教科指導等、具体的な子ども指導の基礎・基本を大学での学びを通し、徹底して身に付けさせてほしい。

現職研修：勤務年数に基づく経年悉皆研修、学校での授業研究等を含む校内研修に加え、個々の強みを生かし、伸ばす弾力的な研修の場を整備していただきたい。

専門研修：教育現場での経験を踏まえて、教職大学院等での学びの再構築を通して、教師力をアップデートできる仕組みを再構築いただきたい。

（４）新たな仕組みで実施となる教科・総合等についての具体的な実践情報の提供に期待する

新たな仕組みで実施となる総合的な探究の時間、情報・技術科等については、令和１２年の全面実施までに、具体的な事例を豊富に紹介いただきたい。とりわけ「情報ブロック」や「ミニ探究ユニット」などについては、現場で活用できる実践事例のアーカイブ等をNITS等が主導し、国レベルでライブラリー化していただきたい。学校は間違いなく活用する。

（５）文部科学省の教育推進の財政的・人的基盤の抜本的強化を願いたい

「深い学びの実装」「多様性の包摂」の理念をもとに、教育現場がそれを具現できるような教職員定数の改善、加配教員の抜本的増員、専門人材（SC,SSW,ICT 支援員等）の定数化や配置拡充、加配教員のより柔軟な活用制度の創設等、確実な財政支援をお願いしたい。

以上、全国都市教育長協議会に所属する各教育委員会は、国との強固な政策パートナーシップのもと、地教行法に基づく設置者・指導行政の責務を果たし、次期学習指導要領の理念を教育現場で具現して、子どもたちの「人生を舵取りする力と、民主的で持続可能な社会の創り手の育成」に全力を尽くしたいと考えている。

令和8年10月21日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会 殿

全国高等学校長協会
会長 寺島 雅夫

次期学習指導要領の実現に向けた高校教育の課題と提言

―学校の創意工夫と、設置者・文部科学省との協働による改革の実現―

中央教育審議会における「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」は、「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」を重視し、教育内容の精選と教育課程の柔軟化を通じて、子供たちの学びをより豊かなものへと再設計する方向を示している。全国高等学校長協会は、こうした方向性を尊重し、積極的に評価するとともに、基本的に賛同する。

特に、高等学校における単位制の柔軟化などによって、学校が生徒の実態、進路希望、地域の特性に応じた教育課程を構想できる可能性が広がることを歓迎したい。各学校には、その自由度を生かして、確かな学力を基盤としながら、生徒の興味・関心を伸ばす学びや探究的な学びを主体的に充実させる役割がある。

もっとも、制度の選択肢が増えるほど、学校では時間割、履修指導、単位認定、評価、教員配置などの実務上の判断に迷う場面も想定される。そこで本協会としては、国に新たな制限や一律の基準をお願いするのではなく、学校が自ら判断しやすくなる情報と、都道府県等の設置者と相談しながら工夫できる環境について、必要な範囲で御支援をお願いしたい。

以下では、学校がまず取り組みたいこと、都道府県等の設置者と協働したいこと、文部科学省をはじめ国に御協力いただきたいことを、審議まとめの関係箇所と併せて整理する。

1 広がる教育課程の自由度を、学校の特色づくりに生かす

各学校は、生徒の進路や地域の実情を踏まえ、従来の履修順序や単位配当を見直し、特色ある科目の組合せ、探究、文理横断的な学びを構想していきたい。設置者とは、教育課程編成の方針や学校間の役割分担を早い段階から共有したい。今後、各都道府県等における先進的な取り組みや、サキドリ研究校の取り組みなど、多様な編成例や運用上の工夫を紹介していただけるとありがたい。

【参照】審議まとめ：第1部第4章(3) 高等学校段階における単位制の柔軟化等、p.40～

2 「生徒の余白」と「教師の余白」を学びの質につなげる

各学校は、教育内容や行事・会議等を改めて見直し、生徒が考え、挑戦する時間と、教師が教材研究や授業改善に充てる時間を生み出したい。設置者とは、校務の整理や教員の働き方について継続的に相談していきたい。学校の取組を進める際の参考となる事例の共有をお願いしたい。

【参照】審議まとめ：第1部第5章「余白」の創出を通じた教育の質の向上、p.54～

3 基礎的な学力と、生徒の「好き・得意」をともに育てる

教育課程を柔軟にするからこそ、各学校は基礎的・基本的な知識・技能を大切にし、その上で生徒の興味や強みを伸ばす学びを組み立てたい。理数教育など系統性が大切な分野では、進路指導と履修指導を丁寧に結び付けたい。教科ごとの具体的な工夫を学校間で共有できると心強い。

【参照】審議まとめ：第1部第2章(2)「深い学び」と「確かな知識」、p.8～／第4章(3)、p.40～

4 新しい単位制度を、無理なく運用する

単位数の組替えや履修免除等の選択肢が広がることを生かしつつ、学校では時間割、単位認定、評価、転学時の取扱いなどの実務が課題となる。設置者と協力して試行例を蓄積し、学校間で共有したい。文部科学省には、二期制・三学期制など異なる学校運営に応じた参考事例や、よくある疑問への解説をお願いしたい。

【参照】審議まとめ：第1部第4章(3)、p.40～

5 評価と教科書を、授業改善に役立つものにする

各学校は、評価資料を増やすことよりも、生徒へのフィードバックと授業改善を大切にしたい。また、教科書・教材についても、網羅的に進めるのではなく、学習内容の核を深く学べるよう工夫したい。設置者や教科研究団体と実践を共有し、評価や教材の具体的事例を分かりやすく示していただきたい。

【参照】審議まとめ：第1部第5章(3)教科書の精選、p.57～／第6章 学習評価、p.61～

6 自ら学ぶ力を、段階的に育てる

「自己調整」を初めから生徒に求めるのではなく、学習の見通し、振り返り、相談の仕方などを教師が丁寧に支え、少しずつ自走できる学習者を育てたい。各学校の実践を共有しながら、設置者の研修機会も活用したい。文部科学省には、教科や学年に応じた実践例の提供をお願いしたい。

【参照】審議まとめ：第1部第3章(10)個に応じた学習過程の充実、p.26～

7 紙・デジタル・対面を、教育目的に応じて選ぶ

デジタル学習基盤や生成AIを積極的に生かしつつ、紙に書く、実物に触れる、対面で議論するなどの活動も大切にしたい。各学校が教科や生徒の実情に応じて適切な方法を選べるよう、設置者と端末、通信環境、教材、研修について相談したい。活用の成功例と難しさの双方を共有していただけるとありがたい。

【参照】審議まとめ：第1部第3章(9)デジタル学習基盤を前提とした学び、p.24～

8 多様な生徒の学びを、学校と地域の力で支える

不登校経験のある生徒、外国につながるのある生徒、特別な支援を必要とする生徒など、それぞれの学びを学校として支えていきたい。教育課程の工夫に加え、設置者の日本語指導、特別支援教育、相談支援等の担当部署や関係機関との連携を深めたい。学校だけでは対応が難しい事例について、相談先や実践例を共有していただきたい。

【参照】審議まとめ：第1部第4章(4)個別の児童生徒に係る特別の教育課程、p.52～

9 探究・情報・生成AIを、学校全体で育てる

探究や情報活用能力の育成を、一部の教員に任せるのではなく、教科横断的に進めたい。生成AIについては、便利さだけでなく根拠や信頼性を確かめる力を育てたい。設置者と教員研修、情報科の指導体制、地域の大学・企業との連携を相談し、文部科学省には参考となる授業例を共有していただきたい。

【参照】審議まとめ：第1部第7章 情報活用能力と探究的な学び、p.71～

10 小規模校を含め、学校間で学びの選択肢を広げる

一校だけでは開設が難しい科目や探究活動について、設置者の調整の下で学校間連携、遠隔授業、大学等との連携を検討したい。地域ごとに利用できる資源は異なるため、全国一律の方法ではなく、実情に応じた工夫を共有したい。国には、こうした先行事例の紹介や情報交換の機会をお願いしたい。

【参照】審議まとめ：第1部第4章(3)、p.40～／第8章(5) 社会に開かれた教育課程、p.86～

11 設置者とともに、教育課程と学校運営を見直す

教育課程の自由度を生かすには、校長のリーダーシップの下で教員が対話し、学校として方針を共有することが大切である。設置者とは、教員配置、施設・設備、ICT、研修、履修管理等を個別にではなく、学校の教育目標と結び付けて相談したい。学校と設置者が協働した好事例の共有をお願いしたい。

【参照】審議まとめ：第1部第8章(3) カリキュラム・マネジメント、p.82～／(6) 諸条件の整備、p.87～

12 入試との接続について、安心して改革を進めたい

各学校は、学習指導要領の趣旨を踏まえて学びを改善し、その成果を進路指導にも生かしていききたい。一方で、単位数や科目構成の変更が大学入試等にどう関係するかは、生徒・保護者への説明で迷いやすい。設置者や大学関係者と情報交換を進めるとともに、文部科学省には、入試との接続に関する分かりやすい情報提供をお願いしたい。

【参照】審議まとめ：第1部第8章(4) 高等学校入学者選抜、p.85～／第4章(3)、p.40～

13 高校教育改革を支える基盤整備と、国・設置者・学校の協働

次期学習指導要領において教育課程の柔軟化が進み、各高等学校が生徒の実態や地域の特色を踏まえて、創意工夫を生かした教育活動を展開できるようになることを高く評価する。全国高等学校長協会としても、この機会を生かし、各学校の特色化・魅力化と教育の質の向上に積極的に取り組んでいきたい。その実現に当たっては、教員定数の改善や生徒定員の在り方の見直しについて、地域の実情や学校の特色を踏まえ、設置者とともに検討を進めることが大切である。特に、少子化が進む地域においても、多様で質の高い学びを保障できるよう、学校規模や教員配置の工夫について知恵を出し合っていきたい。また、高等学校等教育改革促進基金を活用した高校改革の推進や、新たな交付金制度による継続的な支援は、各学校が新たな教育活動に挑戦する上で大きな後押しとなるものと期待している。施設・設備の整備についても、既存の国庫補助事業の充実などを通じ、設置者が計画的に教育環境を整えられるよう御支援いただければありがたい。

おわりに

審議まとめが示した方向性を、全国高等学校長協会として前向きに受け止めている。自由度が広がったことを生かせるかどうかは、まず各学校が自ら考え、教育課程と授業を見直すことにかかっている。高校教育の充実は、国公立の設置形態を問わず、すべての高校生の学びを豊かにするという共通の目標の下で進めることが重要である。全国高等学校長協会としても、設置者や関係団体との連携を深め、文部科学省とともに、高校教育改革の着実な実現に努めてまいりたい。同時に、学校だけでは解決しにくい運用や人材、設備等の課題については、設置者と相談し、知恵を出し合いながら進めていきたい。

文部科学省には、学校の取組を一律に方向付けたり制限したりすることではなく、判断に迷う場面で参考にできる情報、具体的な実践例、設置者と学校の協働事例などを、必要に応じて御提供いただければありがたい。本協会も、全国の高等学校の経験を集め、好事例や課題を共有し、改革の実現に積極的に協力してまいりたい。

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに対して

日本私立小学校連合会 会長 斎藤 滋

社会・経済の動向を踏まえた教育環境整備は国の最重要課題の一つであり、そのためにも学習指導要領の改訂とその方向性には多くの人々が関心を持っています。

なお、私立学校は校種を問わず全ての学校がそれぞれの建学の精神を教育の基盤として、基礎学力定着、児童の健やかな成長、そして各校の特色ある教育の実践を通して多くの人々に支持されてきている。今回の学習指導要領の改訂に向けた審議においては、「深い学びの実装」「多様性の包摂」等を基盤とする考え方として、『「好き」を育み、「得意」を伸ばす』ための配慮がされるという点で非常に期待できるものであると考えます。

その上で、今回の審議まとめにおいて、何点か気になることがありますので、それをお伝えさせていただきます。

1 4 ページ

全国学力・学習状況調査の結果でも基本的概念の理解等に課題が見られる児童生徒が一定数いる。

⇒これは非常に重大な課題と捉えなければならないと考えます。

また、この原因を SNS 利用や動画視聴などに安易に結びつけることのないようにしなければなりません。こうした課題に、教育課程としてどのように向き合うかを検討することが重要です。

審議まとめでは、現行学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ばとして、主体的・対話的で深い学びなど現行の基本的な方向性を引き継いでいますが、これは、「今のままでよい、変わらなくてよい」と受け止められることのないように丁寧に周知していくことが重要です。多様性が増していることや、基本的概念の理解など様々な課題が顕在化しているという認識にたち、「深い学びの実装」に向けた学習指導要領の構造の抜本的な見直しや、「多様性の包摂」に向けた調整授業時数制度の創設など、多様な方策を打ち出しており、これらを活用して教育の在り方をしっかりと見直していくというメッセージが伝わるようにしていく必要があります。

その際、個別の知識と意味や概念の本質的理解の往還を重視する「深い学び」が、基礎・基本的な事項の習得と矛盾するものではなく、むしろ、基礎・基本を大切にするものであることも、誤解なく伝えていただければと思います。

2 6 ページ

主体的・対話的で深い学びの実装のうち、特に「深い学び」については、教員の経験・資質が大きく影響するものであり、教員の資質向上のための研究研修に力を入れることはこれからも大切にされなければならないですが、教員一人ひとりの個性が尊重されるような職場環境、教員チーム力の醸成が欠かせないと考えます。

また、様々な課題解決のために、ICT 機器の利用や AI の活用のみに頼り、依存してしまうことには慎重であるべきだと考えます。ICT 機器・AI の活用により、子供達の課題解決のための力が育たないということにならないよう、情報技術の正負の側面をバランスよく教えていくカリキュラムとしていくことが重要です。

さらに、情報教育の充実のために小学校・中学校において新設される教科・領域については、その円滑な実施のために必要な環境を確実に整えていくことが必要です。当該教科・領域のために必要となる教材、指導する教職員の確保やその専門性の確保、費用負担などに生じる様々な課題を丁寧に把握し、国による積極的かつ責任ある環境整備が重要です。

3 今回特に注目されているのは、「柔軟な教育課程」の促進に関する制度の創設であると考えます。

調整授業時数制度の創設は、現行の教育課程特例校制度が一定の成果を上げ、申請数が多くなってきていることが背景の一つとなっていますが、既にサキドリ研究校や研究開発学校によって実践の創出も進んでいるものの、新制度の内容と手順についてはできるだけ早い段階で周知する必要があると考えます。また、各学校が実践しようとすることを可能な限り認めることができるよう、柔軟で取り組みやすい制度として具体化して頂きたいと思います。

※先行的に取り組むサキドリ研究校等での実践の具体例を示し、自分の学校に近い状況の学校の実践を参考にして、考えることができるようにすることも併せて進めて頂きたいと思います。

授業時間数について学校の裁量を広げることに反対する声はほとんど聞かれないと思いますが、何を減らし、何を増やすか、何を新たに行うのかを子どもの実態に即して考えなければならないため、各校の取り組みを支援する役割を持つ専門の人材の支援が受けられる環境が重要となります。多様な取組みに伴走するアドバイザーのような仕組みを設け、支える仕組みを国として用意頂くことで、経験のないことを一から組み立てるという負担を少しでも減らすことができます。

また、私が最も気になるのは様々な取り組みにおいて「子ども不在になる」可能性です。

教育課程の変更によって、授業にも変化が出てきます。当然、子どもの学びにも変化が出ます。しかし、最後に「子どもの学びの変化」が出てくることを考えるのではなく、子どもの学びがさらに充実するために、学習に遅れがちな子どもたちを作らないようにするために、今何が必要なのかを考えつつ、その上で新たな教育の形を模索していくことが必要であると考えます。

「学校に自由を与える制度」は「子どもたちの学びをより豊かにするために学校が独自に工夫できる制度」でなければならないと考えます。

・調整授業時数制度について、最大限大きい場合で 15%程度まで下回ってよいというのは、学校裁量で工夫してもよいとは言っても、難しいと感じる学校もあることかと思います。

・時数を下回る教科を考えたとしても、下回った時数での時間割をつくることは大変です。教員の担当する授業時間数（非常勤講師の時間配分）といった人事管理との関係でも、授業時数を減らせない教科もあろうかと思います。

・これまでに各校が工夫して作り上げてきた教育課程を尊重することを含めて、学校としてどのような子供を育てたいのか、どのような資質・能力を育成したいのかを考え抜いた結果として、調整授業時数制度を活用せず、標準のままで授業改善に取り組む学校があってもよいということを、分かりやすく示していただけると良いのではないかと思います。

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する全教の意見書

全日本教職員組合（全教）

1. 教育の目的は一人ひとりの「人格の完成」であり「人材育成」であってはならない

教育の目的は、一人ひとりの「人格の完成」です。子どもたちが、独立した人格を持ち、自立した一人の人間として社会の中で生きていけるようにその成長・発達を支えることです。そして人格を完成させるのは、一人ひとりの子ども自身です。

「審議まとめ」は、次期学習指導要領下で学ぶ小学生が成人し、社会に羽ばたく 2040 年の社会を「予測困難性も高まって」と想定し、「人材需給に大きなミスマッチが生じる」と「理数系人材育成支援」への方向性を示しています。教育の目的を「人格の完成」から経済成長のための「人材育成」に変質させるものであり、容認できません。

2. 学習指導要領のあり方について**① 大綱的基準であること**

子どもたち一人ひとりの成長・発達を支えるという視点に立てば、何を、どう学ぶのかについても一人ひとりの子どもの実態に即したものとすることが求められます。1947 年版の学習指導要領では、地域や学校の実情、児童の特性に応じて、「それぞれの現場でそれらの事情にぴったりの内容を考え、その方法を工夫してこそよく行くのであって、ただあてがわれた型のとおりにはやるのでは、かえって目的を達するに遠くなる」「生きた教師の働きが求められるのであって、型のとおりにはやるのなら教師は機械にすぎない」と「試案」に位置づけていたことは、教育の条理に適うものです。また、旭川学力テスト訴訟の最高裁判決においても「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法一三条の規定上からも許されない」としています。学習指導要領の改訂においては、こうした事実をふまえることが求められます。実際、現行の学習指導要領も、教育課程の基準を大綱的に定めるものとしています。しかし、「審議まとめ」は、教育内容のみならず、指導方法や評価のあり方までも事細かに言及しており、「大綱的基準」を大きく逸脱していると言わざるを得ません。

さらに、「分かりやすく使いやすい学習指導要領」としての「デジタル学習指導要領」により、全国の学校現場で「型通り」の、より画一化された指導が展開される恐れがあります。学習指導要領改訂にあたっては、大綱的基準として位置づけることがまず求められます。

② 多様性を包摂する教育課程編成を可能にする条件整備を

子どもたちの多様性を包摂する教育課程編成を打ち出したことは評価します。しかし「1 階」と「2 階」にわけた概念図には強い違和感があります。通常学級の同じ空間にいる子どもたちとしてニーズのある子どもたちを包摂する概念図で表すことを求めます。特別の教育課程と通常教育課程は区別して設けるとしても、その教育課程は双方に連動しあいながら、いずれも通常学級の教育課程だという認識を醸成させることを求めます。な

お、柔軟な教育課程編成を可能にするには、通常学級の条件整備を後回しにしてはならず、学級の少人数化や指導体制の複数化などの改革が必須であることまで言及していただきたい。

③ 不登校児童生徒に対する対応

「特別の教育課程」を新設し、学習評価制度を導入しようとしています。休養が必要である不登校児童生徒に「本特例」を適用させることで学習が強いられる恐れがあります。不登校児童生徒も「人材育成の対象」とし、子ども達を追い詰めることになりかねません。

④ 高等学校における「障害の程度に応じた教育課程編成」について

高等学校において「障害の状態に応じた教育課程の編成実施を可能とする新たな特例制度を創設する」とあります。現場の教員の意向を聴き取りながら新たな制度設計を検討することが必要です。現行の学校教育法第81条で「障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うこと」が規定されていて、2項では、小学校中学校と同様に高等学校においても「特別支援学級を置くことができる」としています。しかし特別支援学級はわずかな私立高等学校でしか実現していません。障害のある生徒のニーズに応じた教育課程を細やかに編成できるだけの教員配置増と、特別支援教育の専門職の配置、教員養成課程も含めた抜本的な検討を求めます。

⑤ 「余白」の創出ではなく「カリキュラム・オーバーロード」の解消をすべき

今回の改訂は授業時数の削減がテーマであったはずですが、授業時数をそのままにして、「調整授業時間制度」という新たな制度を設けて、「余白」の創出を学校現場に押し付けるべきではありません。「余白」の創出のために子どもの実態を軽視した「効率化」はあってはなりません。また、その「余白」を使った教職員への研修の強要もあってはなりません。研修については教職員の自主性が重視されるべきです。「学習内容の精選」と「学級規模の少人数化」の実現が喫緊の課題です。

⑥ 「学びに向かう力・人間性」の評価はきっぱりやめるべきである

「論点整理」の段階では、観点別評価について「学びに向かう力・人間性」を評定せずとしていました。しかし、「審議まとめ」では「見取る姿」として「学びに向かう力」を評定に影響させています。より現場を混乱させることにつながります。

⑦ 「デジタル学習基盤」を前提にした学びについては検証が不十分である

デジタル学習、デジタル教材の使用についてはユネスコの「2023年グローバル教育モニタリングレポート」などで、すでに、視力、身体的な影響、デジタル情報に依存してしまう心理的影響、見る・書く・話すなど学力の低下など、子どもたちへ負の影響が明らかになっています。「審議まとめ」はこれらのエビデンスを軽視しています。デジタル学習教材や機器を使うことが強制されてはなりません。低学年の子どもたちには使用させないなど規制を設けるべきです。デジタル機器が活用できるようになることが現代人の課題ではなく、むしろデジタル機器の乱用をしないための手立てを講じることが求められます。

⑧ 高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方

単位を細分化する課題から「新単位」として、50分×17コマを1単位とすべきとあります。2学期制への移行を前提としたものではないとしていますが、2週1組の時間割編成が要求されるなど、生徒および教職員の負担が増え、学習内容の定着などにも懸念を生じます。教職員の配置にも混乱をもたらします。また、高校ごとの編成の違いが大きすぎると、転編入を希望する生徒の進学先が極めて制限される場合が想定されます。

3. 個別の課題について

① 算数科・数学科について

学校現場では、算数・数学教育では子どもの発達段階に応じて目標を区別して、系統的な学習を実践しています。しかし「審議まとめ」では教科の目標について、現行学習指導要領では小・中・高で分かれているものを統一しています。目標を統一することで、学ぶ楽しさや意義を実感し進級してからも抱き続けると示してありますが、それで学習困難な事項が雪だるま式に増加する傾向を食い止める期待が持てません。数学教育の系統性と段階性を重んじた教育内容の精選が喫緊の課題です。

② 情報・技術、情報について

小学校低学年から「基本的操作を習得」、中・高学年で「プログラミングを体験」させると記されています。子どもの成長や発達においては、身体的に直接、自然現象と接する機会が極めて重要です。情報化教育の時間を設けることで、自然と接する機会が減少することは、あってはならないことです。情報化教育の重要なテーマであるメディアリテラシーは、子どもたちに端末をもたせなくても学習はできるはずです。

③ 幼児教育について

学びのつながりを意識し小学校の教科指導と結びつけることは、子どもの発達段階を無視した教育の押し付けになる懸念があります。幼稚園での到達段階における評価が、逆に子どもの選別化につながることでないか心配です。

④ 特別支援教育について

通級において「各教科等の内容の一部を障害に応じて指導できることを可能とする」という改革が盛り込まれました。中学校、高校においては教科の免許対応の教員が必要に応じて通級の指導をするとあります。指導時数が増加し指導時間の割当ての調整業務も膨大となります。通級の運用方法を拡大することに伴い、通級担当、教科指導担当の増員をはかることまで明記すべきです。

⑤主権者教育について

「社会、地理歴史、公民」のなかで、「主権者教育の促進」が位置づけられています。しかし、模擬投票や模擬請願は書かれていますが、投票や請願の仕方を学ぶにとどまっています。また、指導上の留意事項として「平成27年10月29日の『高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について』の通知や令和8年4月7日の『学校における校外活動の安全確保の徹底等について』の通知が引き続き掲載されています。旺盛な主権者教育のためには、教員が自分の意見を述べることで抑制されるべきではありません。高校生の政治活動についても見直しが求められます。

⑥包括的性教育を明示して学習指導要領に位置づけるべき

「多様性を認め合う社会」を実現するにも、子どもが多様な角度から性に関して学ぶことは、「子どもの権利条約」でも認められた「基本的人権のひとつ」としてとらえられるべきです。小学校理科「人の卵と精子が受精に至る過程は取り扱わない」などの「はどめ規定」についても、「決して教えてはならないというものではない」としてはいますが、2003年に起こった七生養護学校事件以降、学校現場の萎縮を招き、学校教育の中で人権やジェンダー平等を基盤とした避妊具の使い方などについて学ぶ機会が失われていると認識しています。青少年の性被害・性加害をなくすことにつながっていません。次期学習指導要領には「はどめ規定」などのない、国際的基準による包括的性教育を位置づけるべきです。

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 教育課程企画特別部会における意見

日本高等学校教職員組合

はじめに

これまで学習指導要領の改訂に向け、ご多忙のところ長時間にわたる資料作成及び議論を重ねてこられたことに深く敬意を表します。前回の学習指導要領改訂以降、日本を取り巻く環境が著しく変化し、少子超高齢社会、外国人居住者の増加、AI の急速な普及、多様性・包摂の重視といった要素が複雑に絡み合うなかで、これからの社会の創り手を育成する役割を学校教育が担っています。

上記の背景にもとづき、「自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成」に向け、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「好きを育み得意を伸ばす」「当事者意識を持った対話や合意形成」を行ううえで、1 単位 17 コマ化をはじめとする「余白」の創出や探究的な学びのアップデート等の枠組みが示されたことには、基本的方向性として前向きに受け止めております。

これらの先進的な理念や制度が形骸化することなく、現場で最大限に効果を発揮するためには、持続可能な指導体制の保障と教員の多忙化解消が重要です。公立の高校・中等教育学校及び特別支援学校の教員で構成される本組合として、以下のとおり提言いたします。

1. 高等学校における 1 単位 17 コマ化をはじめとする教育課程の柔軟化について

(1) 教育課程の柔軟化に伴う学校間・地域間の格差防止について

教育課程の柔軟化を進めるにあたっては、各学校や教員のカリキュラム・マネジメント力の違いが、そのまま学校間・地域間の教育格差に直結することが懸念される。特に高等学校においては、学科構成や進路希望の多様性などから、義務教育段階以上に組織的な運用が求められる。このため、新たな教育課程の作成を単に「学校任せ」にするのではなく、国が責任を持って主導的役割を果たすべきである。義務教育段階における「サキドリ研究校」などの先行事例をモデルとし、高等学校段階においても、普通科改革の動向や専門学科・総合学科、さらには定時制・通信制など、多様な実態に応じた具体的なモデル校の創出等を行われたい。あわせて、全国の教育委員会や学校が実践的なイメージを持ち、知見を蓄積・共有できる仕組みを国主導で構築されたい。

また、相次ぐ高校教育改革により、現場はすでに多大な対応を迫られている。1 単位 17 コマ化への見直しを実効性あるものとするため、これ以上の教員の業務累積とならないことが重要である。新たな教育改革にあたっては、学校現場における業務の「スクラップ・アンド・ビルド」を一体不可分として強力に推進し、持続可能な指導体制を保障する明確な指針を国として示されたい。

(2) 高大連携を通じた大学入試制度改革との一体的推進について

近年、知識偏重・暗記中心型の大学入試からの脱却を進めている一方、旧来型の一般入試を実施している一部の大学の影響により、高校現場における抜本的な授業改善が困難となっている実態もある。また、学校推薦型選抜や総合型選抜による入学者割合の増加に伴い、入試が高校教育に与える影響は一段と大きくなっている。教育課程の柔軟化で生じた「余白」が、単なる受験演習科目や総合型選抜の「ポートフォリオ対策」に終始する探究科目に置き換わっては、高大接続改革の趣旨に反することとなる。

高校における探究的な学びや深い学びによって形成された力が適切に評価されるよう、一般選抜を含む大学入試全体における評価手法の転換を図るとともに、大学側との連携・協議を強化した一体的な改革を推進されたい。

2. 評価の在り方について

(1) 「学びに向かう力、人間性等」の評価見直しと「○」の付記について

従来の3観点評価が見直され、「学びに向かう力、人間性等」の評価を総合所見欄での個人内評価としたり、「思考力・判断力・表現力等」の過程で表出した際に見取ったりする方向性が示された。これは、各現場の負担となっていた評価業務の軽減につながるものであると受け止めている。一方、今後「○」の付記にあたり、自治体や学校の混乱を防ぐためには「見取る姿」の明確化が重要である。については、各教科におけるより具体的な見取りの例示や、実践的なガイドラインを提示されたい。

(2) 評価手法の平準化と大学入試における公平性の担保について

新学習指導要領にもとづく評価においては、「○」の付記が評定にも影響を及ぼすことが想定される。従来の3観点評価においても、基準運用から独自運用まで評価手法や運用にばらつきがあり、評定のブレが生徒の進路や大学入試の結果に直結してきた実態がある。校内や学校間での不公平感や生徒の不利益を解消するため、評価手法や運用の平準化に向けた明確な指針の提示と、現場への適切な指導の徹底を図られたい。

3. 生成 AI を含む ICT の活用等について

(1) 生成 AI の活用と「認知的オフロード」の適正なバランスについて

生成 AI の急速な進化に伴い、教員が十分な経験や知見を持たないまま対応を迫られる状況が生じている。学習における主体的な思考を阻害する過度の「認知的オフロード (AI 等への過度な思考の依存)」をいかに防ぐか、どのような場面で高度な学習のために推奨されるべきかについては、現場教員の判断に委ねられており、指導のばらつきや負担増が懸念される。また、AI の台頭で「各教科・科目をなぜ学ぶのか」という教育の根幹の問い直しも迫られている。児童生徒に学びの本質的な意義を伝えるとともに、生成 AI の利活用と認知的オフロードの適正なバランスに関する具体的な指導指針の提示や、教員への研修等の充実を国として図られたい。

4. 部活動・地域活動の示し方について

(1) 高等学校における部活動の地域展開について

現在、義務教育段階において部活動の地域展開が進められ、高校教員が地域クラブの指導に従事する例や施設提供の事例も生じている。しかしながら、高等学校自体の部活動改革に関しては、具体的な対応や方針が示されていない。

高等学校段階における部活動は、生徒の人間形成や社会性の育成に大きな役割を果たし、学校の魅力の一つでもある。一方、少子化や教職員定数削減の影響等により、単独校での部活動維持が困難となり、合同チームの結成や廃部を余儀なくされる学校が増加している。

高等学校段階においても、地域の実情に応じた地域展開を推進することは、教員の多忙化解消にとどまらず、生徒が希望する活動を中高通じて継続でき、多様な抛り所を得るという大きな意義を持つ。相応の時間を要するとしても、国のガイドラインや関係指針等において、高校段階の地域展開の方向性や可能性を明記し、積極的な検討を図られたい。

5. 教員の働き方改革と校務 DX の推進について

(1) 働き方改革に伴うクラウド環境等の整備について

次期学習指導要領改訂に向けた議論でも「働き方改革」の推進が強調されている。教育課程の柔軟化や各種指導の充実を図る前提として、教員の過度な業務負担の解消が必要である。しかし、その土台となるクラウド環境や校務 ICT 等のインフラ整備については、一定規模以上の学校における通信速度の遅延やリモートワークに対応したセキュリティが担保されたサーバー環境の構築など自治体間格差が存在し、かえって現場の多忙化や業務の重複を生んでいる。特に近年、ホームページや SNS 等を含めた学校の ICT 環境の保守・管理負担が一部の教員に集中している課題もある。教員が本質的な教育活動に専念できるよう、自治体への指導や好事例の提供を含めた伴走支援を図られたい。

6. 特別支援教育について

(1) 通常学級での包摂と現場教員の意識改革・専門性向上について

インクルーシブ教育の推進にあたっては、「多様な児童生徒」を単に「特別に対応が困難な対象」として捉えるのではなく、一人ひとりの個性や可能性を活かした豊かな学びの担い手として包摂する視点が必要である。その上で、通常の学級や通級指導における教科等の目標や内容の個別代替・変更措置が認められている。しかし、新たに提示された「統合的な理解・総合的な発揮」にもとづく評価基準との整合など、現場における指導と評価の質的向上が求められる。

こうした教員の認識の改めや専門性の向上を確実に進めるためには、単に現場の自己研鑽や意識改革に委ねるのではなく、具体的な指導・評価ガイドラインの提示や研修体制の充実に加え、教員が一人ひとりの生徒に丁寧に向き合える環境の整備を検討されたい。

(2) 通級による指導の趣旨徹底について

通級指導における教科指導はあくまで特例であり、特に高等学校において単なる個別の教科指導を受ける場という誤った認識や過度な対応がなされないよう、本来の趣旨の周知徹底を図られたい。

(3) 知的障害教育における教科等の位置づけと分かりやすい記載について

知的障害のある児童生徒への指導において、「生活単元学習」や「作業学習」等の「合わせた指導」が教科そのものであるという誤解が生じないよう明瞭化を図られたい。単なる作業の反復に陥ることなく、DX や現代の産業構造の変化に対応した学びとなるよう、「合わせた指導」の良さを伝えつつ、「生活」や「職業」などの各教科について分かりやすい記載とされたい。

7. その他

(1) 予算措置及び定数改善に関する総括要望

これまで示された各施策(教育課程の柔軟化、校務 DX、特別支援教育の充実等)を学校現場で実効性あるものとし、教員が質の高い教育活動に専念できる環境を整えるためには、基盤となる定数改善及び予算措置の拡充が必要である。日高教としても改革の着実な推進に向けて現場の声を最大限に生かして協力していくため、文科省におかれては、総務省等の関係省庁と一層強力に連携を図られ、必要な定数改善や予算配分の確保に向けて尽力されたい。

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに関する意見

全日本教職員連盟

1 はじめに

全日教連は、教育の質の向上と、それを支える学校現場の持続可能性の双方を担保する「実現可能性の確保」の重要性を踏まえ、具体的な提言を行ってきた。この度示された審議まとめは、「主体的・対話的で深い学びの実装」と「多様性の包摂」に挑むと同時に、これまで教師の熱意と努力への過度な依存によって支えられてきた学校教育の構造を見直し、教育課程全体に通底する基本方針として「実現可能性の確保」を正面から掲げた。この基本姿勢は、多忙を極める学校現場の切実な課題感に深く寄り添うものであり、全日教連としても、その基本的な方向性に対して賛同するものである。

2 標準授業時数見直しへの懸念について

今般の審議まとめ公表に伴い、一部報道等で「標準授業時数が3~4%削減される」と報じられたことを契機に、社会や保護者から「基礎学力の低下につながるのではないか」といった懸念の声が寄せられている点について、現場を預かる教職員団体としての見解を述べる。

結論から申し上げれば、今回の標準授業時数の見直しは、指導内容や到達目標そのものを切り捨てる「量の削減」では断じてない。それどころか、GIGAスクール構想の下で1人1台端末が定着した現代において、子供たちの「確かな学力」を本質的に保障・高めるための改革である。その根拠としては、小学校における「情報の領域」の付加や、中学校における「情報・技術科」の創設等、社会の基盤となった情報活用能力を体系的に育成するため、これまで各教科の中で個別に行われていたICTの基本的な活用指導を集約・移行させる点が挙げられる。これにより、国語や算数・数学等の各教科においては端末操作の指導から解放され、各教科本来の固有の問いや本質的な概念の理解に、より集中的に時間を割くことが可能となる。

国においては、今回の時数見直しが学力低下を招くものでは決してなく、むしろ基礎基本の徹底と学びの質の向上を確実に果たすためのものであることを、保護者や国民に対して丁寧かつ明確に周知・発信していくことを強く要望する。

3 調整授業時数制度の創設について

現在の学校現場においては、特別支援教育の充実、不登校や不登校傾向にある児童生徒へのきめ細かな対応、日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援等、教室における子供たちの多様性は格段に深化している。教師の努力だけに依存する指導体制では限界に達している中、これまで総授業時数の見直しを求めてきた立場から、学校の裁量で柔軟な運用を認める「調整授業時数制度」の創設が盛り込まれたことは、現場の実態に合致するものであると考える。

「調整授業時数制度」を活用することにより、これまで時間が足りずに取り残されがちであった児童生徒に対し、つまずきの解消や未習得事項の学び直し、個に応じた補充指導を組織的に行うことが可能となる。PISA調査でも課題として浮き彫りとなった低得点層への支援等、全ての子供たちに基礎的・基本的な学力を定着させる鍵となる。

審議まとめにおいて、「学習枠」と「研究・研修等枠」が位置付けられ、「研究・研修等枠」の上限が「最大35コマ（概ね週1コマ）」と設定されたことは、まさに正鵠を射た判断

であると強く支持する。学期中かつ勤務時間内において、組織的な授業研究や児童生徒理解の共有を計画的に組み込むことで、週 27 コマの授業と週 1 コマの研究・研修を基本とする新たな週時程を学校文化として定着させ、「学習枠」と「研究・研修等枠」が相互に高め合うような正のサイクルを確実に駆動させることを国に強く求める。

更に、この調整授業時数制度を学校現場で真に効果的に活用し、子供たちと教師の双方に「豊かな学びの余白」を生み出すためには、学習指導要領における学習内容の精選に加え、指導の主たる媒体である「教科書の内容の精選」が必要不可欠である。

いかに学習指導要領自体のスリム化を図り、調整授業時数を創設したとしても、日々の授業で用いられる教科書が膨大化したままでは、学校現場には「教科書に掲載された内容を全て教え込まなければならない」という強い固定観念が残ってしまう。その結果、授業時数の不足に追われ、せっかく導入される調整授業時数の活用自体が「時数を削ることによる未履修や学力低下への懸念」という不安に阻まれ、形骸化してしまう恐れが高いと言わざるを得ない。

教師が教科書「を」全ページ教え込む授業から、教科書「で」概念や見方・考え方を深める授業へと真に転換し、各学校が安心して時数を下回って調整授業時数を生み出すためには、国が主導して教科用図書検定調査審議会等と緊密に連携し、教科書に掲載される内容、用語の範囲、及び総ページ数・分量の「抜本的な精選・スリム化」を断行することが不可欠である。学習内容の精選と教科書内容の精選が揃って初めて、調整授業時数制度は現場で実効性を発揮し、指導改善と個に応じた手厚い支援へと結び付くものであると考える。

4 「指導と評価の一体化」と教師の負担軽減を両立する学習評価

現行の観点別学習評価、特に「主体的に学習に取り組む態度」の評価においては、客観的・定量的な説明責任を果たそうとするあまり、ノートの提出頻度や課題の締切遵守、授業中の挙手回数といった、本来の学習の本質とは異なる形式的な側面の測定に陥りがちであった。これが教師に対して細かな提出物のチェック等のエビデンス集めという過大な事務負担を強いる一方で、不登校等の事情により授業に出席できない児童生徒に対しては、その状況そのものが要因となって学習への取組が正当に評価されず、出席や提出物の有無という形式的な物差しが、かえって子供たちの自己肯定感を奪う結果を招いているという現実を厳粛に受け止めなければならない。そもそも学習評価の本来の目的は、成績をつけることではなく、評価を通じて児童生徒自身の学びを深めるとともに、教師が日々の指導をより良いものへと改善していく「指導と学習のプロセスそのものに生かすこと」にほかならない。

この度の審議まとめにおいて、「学びに向かう力・人間性等」の評価を数値・段階評価から外し、教育課程全体を通じた「個人内評価」へと移行すること、また現場の過大な負担となっている評価規準の作成や事務手続きを大幅に簡素化・合理化する方針が打ち出されたことは、現場の長年の苦悩に応える転換であり、支持する。

「評価を記録・処理する業務」に追われる本末転倒な状況から脱却し、評価を本来の目的に引き戻すことこそが急務である。子供の学びのつまずきに寄り添い、その場でアドバイスや支援を与える本来の指導に注力できる環境を整えるため、国においては、現場が迷わず運用できるよう、日常の見取りに即したシンプルで実践的な手引きや評価例を提示することを要請する。

5 情報活用能力の抜本的向上と、技術分野等の指導体制・条件整備

AI 時代を生きる子供たちのために、小学校総合における「情報の領域」の付加、中学校における「情報・技術科」の創設、高校「情報科」の充実は不可欠な改革である。追加で必要となる時数の確保に当たり、特定の教科だけに負担を求めるのではなく、35 コマ以下の教科等を除いた各教科から「同一の考え方に基づき時数を広く薄く減ずる（3～4%程度）」方針は、全体の均衡を保つ観点から妥当である。

しかし、新教科・領域の創設を実効性あるものとするためには、人的・物的な条件整備が大前提となる。

① 質の高い教材と ICT 支援

指導に当たる教員の準備負担を軽減するため、国が先頭に立って、端末上でそのまま配付・活用可能なデジタル教材や模範的な授業動画等の「質の高い学習者用・指導者用一体型教材」を開発・提供していただきたい。教材の提供にとどまらず、継続的なアップデートと、トラブル時に学校だけで抱え込まない専門の ICT 支援員の全校配置等、機動的な人的支援を求める。

② 技術科等の専門的人材の確保

中学校技術分野をはじめとする専門教科等では、担当教員の決定的な専門的人材不足、免許外担任や臨時免許状による授業の常態化が極めて深刻である。専門的なものづくりやプログラミング等で子供たちが本来受けるべき質の高い指導の機会を奪うだけでなく、免許外で指導を余儀なくされる教員に大きな負担を強いる要因となっている。

国においては、免許法認定講習の大規模実施や外部人材の積極的な登用をはじめ、教員養成課程の見直しに至るまで、あらゆる施策を総動員し、技術科等の教員確保に向けて文字通り全力を注ぐよう、強力な対策を講じることを強く要望する。

6 結び

今次改訂の理念である「多様な子供たちの『深い学び』を、確かなものに」という崇高な目標は、学校を持続可能なものとするための給特法等改正法に基づく勤務環境整備が名実共に達成されて初めて具現化する。

全日教連は、多様な子供たちを包摂し、教師が授業と子供たちへの情熱をもち続けることができる学校現場の実現に向け、調整授業時数制度や教科書精選、学習評価の合理化、教員確保プランが確かな予算措置とともに全国の学校へ早期に導入・具現化されることを強く願う。

次期学習指導要領等に向けた審議まとめへの意見

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 小林 繁

次期学習指導要領等に向けた審議まとめの公開にあたり、教育課程企画特別部会において意見を発表させていただく機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会（以下、全特協）は、昭和39年に全国特殊学級設置校校長研究協議会として設立されて以来、特別支援教育の充実に努めてまいりました。現在は、公立小・中・義務教育学校のうち、特別支援学級や通級指導教室を設置する学校の管理職により構成する校長会組織（会員校数：約1万8,400校）となっています。本協会は特別支援教育の更なる充実を目指し、研究協議会や調査等により各地域の実態把握や課題解決に有用な情報共有を続けております。

社会状況や家庭環境の変化とともに、本人・保護者や地域、関係機関等から学校教育に対する期待は益々広がってきていると考えます。その一方で、教員選考の応募倍率の低下等いわゆる「教員離れ」や「働き方改革」といった課題に各学校は直面しています。今回示された方策が、現状を踏まえた実行性ある内容となりますことを願い、意見を述べさせていただきます。

1 特別支援教育の充実への期待

通常の学級を含む全教員の特別支援教育に関する知識・理解を深めていくことによって、多様な子供がいることを前提とした授業づくりや学級・集団づくりが可能となると、全特協としても同様に考えます。

基礎的環境整備を整え、具体的に合理的配慮がしっかりと行われ、D・E&Iの拡充が各校でなされていくことにより、校内体制も充実していくものと考えます。校内委員会が充実し、支援者間、指導者間の共通理解が進むことによって、重層的な指導・支援における第1層支援である通常の学級をしっかりと充実していくこと。教室・学習環境の整備、デジタル学習基盤の活用を促進し、基礎的環境整備を進めていくこと。多様な子供の実態に応じて、クラスワイドな教材、指導の工夫が実現すること。「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」などが活用されること。このようなことが、特別支援教育の充実に繋がると考えます。とりわけ校内委員会の組織的な対応が実現するためには、特別支援教育の推進役である特別支援教育コーディネーターが機能することが重要だと考えます。

【提言 1】特別支援教育コーディネーターが活躍できる環境整備策の明確化

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育の中核的な立場となり、通常の学級と通級による指導や特別支援学級、関係機関をつなぐ連絡・調整役を担います。児童生徒の実態把握、校内委員会や研修会の企画運営、保護者相談の窓口など、役割が多岐に渡り、学級担任や養護教諭などが兼務して指名されることが多いのが現状です。各校の実態に応じて複数指名して業務を分担するなどの工夫がなされていますが、児童生徒の実態を把握して早期に支援策を提起したり、校内で指導的な役割を発揮したりするための十分な時間が確保できていない状況もあります。

そこで、特別支援教育コーディネーターが、特別支援教育の推進役として活躍できるように、専任化を進めることや、業務軽減が必要であることを明示されるとよいと考えます。また、負担が少なく専門性を高めることができる研修システムを整える必要があることも示されるとよいと考えます。

2 通級による指導の充実、柔軟な教科指導への期待

通級による指導における改善の方向性につきましては、通級による自立活動の指導が更に充実し、通常の学級における柔軟な教育課程に繋がっていくという期待の声も各会員から上がっております。

指導の連携、とりわけ通級による指導における自立活動の指導と通常の学級における各教科等の関連が重要であると明示されたことには、期待の声が多く上がってきているところです。そのことによって、本人、保護者のニーズにも対応していくことに繋がると受け止めています。

通級による指導を受ける場合の特例的な取扱いとして、教科の内容の一部を通級による指導で行うことができるなど柔軟な対応を可能とすることが示されていますが、学習面で何らかの困難さを抱えている子供が多い中で、支援の幅が広がるのではないかと期待する声が小学校の会員から寄せられています。一方で、中学校は教科担任制であり、通級担当教諭は自分の専門教科については可能であるが、免許外の教科についての指導はできないという課題があることや、各教科の評価や内申等の扱いに懸念があるなど、進路選択を目前に控えている中学校会員からの声として上がってきています。

また、授業時数は、下限を定めず、1年間の中でも、弾力的な運用を促す旨を示すことが考えられると示されたことについては、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた柔軟な対応を可能にすると期待する声が上がっています。一方、年度途中で授業時数が増えた場合の指導体制について不安を抱く声もあります。

【提言 2】特例的な取扱いの丁寧な説明と教員定数の更なる改善

特例的な取扱いにつきましては、今回の審議まとめでも丁寧に説明いただいていますように、特に必要がある場合が大前提であることを強調いただき、単なる個別学習というような誤解をしないように伝えていくことが大切であると考えます。

また、授業時数の弾力的な運用及び教育課程の特例的な取扱いにつきまして、働き方改革に留意することを明示するとともに、実現が可能となりますように教員定数の更なる改善が必要であると考えます。

通級による指導の児童生徒数の1年間の推移については、各自治体における就学相談システムによる違いはありますが、教員1名あたりの担当児童生徒数は年度途中で増えていく状況があります。年度途中に通級による指導を開始することは、指導や支援を早期に開始するために有用ですが、年度途中で教員加配されない中では、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた柔軟な対応をするほど、教員の負担が増えます。

児童生徒13人に対して教員1人を配置する基礎定数化の実施に向けた財源の確保について感謝するとともに、今回の改訂を円滑に実施するためには、教員定数の更なる改善が必要不可欠であると考えます。

3 特別支援学級における指導の充実への期待

特別支援学級の現状につきまして、教員の特別の教育課程の編成への理解及び特別支援教育に関する専門性が足りない状況が生じているという課題があることは、全特協としても同様の認識です。

今回の審議まとめの特別支援学級の質の確保に向けた方策が、各校における課題解決に向けた取組や、市区町村の教育委員会の取組の促進につながることを期待しています。特性や学習進度等に応じた指導方法の工夫や学習環境の設定、学習活動や学習課題の提供等により子供たちが自ら学習が最適となるよう調整していくための支援が必要であること。デジタル学習基盤の活用。交流及び共同学習の有用性。自立活動の指導の明確化。これらの方策が、特別支援学級の質の確保につながることを全特協としても願っています。とりわけ、自立活動と交流及び共同学習については、特別支援学級担当教員だけでなく全教員の理解を促進して、学校全体で充実を図ることが重要であると考えています。

一方、特別支援学級の質を確保する上での課題も寄せられています。特別支援学校教諭免許のない教員が多く、初めて担当する教員や初任者も増加している実態。子供8人に教員1人で年度当初から最大数

の人数を担当している教員が、自立活動について理解を深め、特性に応じた実践を継続することが困難な現状にある実態。障害程度が重度・重複化し、学校教育法施行令 22 条の 3 の障害の程度の児童生徒も年々増えている現場の実態。小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級では、1 年生から 6 年生まで 6 学年の児童について学年別の学習内容をどのように確実に進行できるか不安な声もあります。

【提言 3】教員の専門性を担保するための研修体制の整備と指導体制の充実

特別支援学級の質の確保を図る上では、担当教員の専門性や指導力の向上が必要です。しかし、初任者や特別支援教育の経験がない教員、個に応じた指導を担うことが難しい教員が配置されることもある現状を踏まえ、過度な負担とならずに専門性を高める研修体制を整えることが重要であると考えます。

また、障害の多様化、重度化が進む実態がある中で、指導の質を高めるためには指導体制を充実させることが重要です。学級編制基準を引き下げるなど、特別支援学級担任が子供一人一人の特性に応じていけるように体制を整えることが必要だと考えます。また、特別支援学校に比べ、PT（理学療法士）・OT（作業療法士）・ST（言語聴覚士）等の専門家からの助言を受ける機会が少ない状況があり、これらの人的支援を充実することも必要だと考えます。

4 高等学校、幼稚園における改善への期待

高等学校と幼稚園における改善の方向性が示されたことは重要であると考えます。

子供の障害の状態、特性による困難さは成長とともに変化し、成人後も支援を必要とすることが多くあります。通常の学級に在籍している多様な支援を必要とする子供が中学校を卒業した後に、高等学校において障害の状態等を踏まえた教育課程が編成されれば、通級による指導での手立ても含め、支援が継続されていくことが期待できます。

また、幼稚園において、基礎的環境が整備され、支援体制が構築され、関係機関による専門的な助言をもとに指導・支援の工夫がなされていけば、支援情報が小学校に引き継がれていくことが期待できます。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が促進され、幼稚園と小学校、中学校と高等学校の指導のつながりが一層充実していくことを期待します。

5 障害種ごとの「配慮事項」への期待

「特別支援学級や通級による指導における質の確保を図る観点から、障害種ごとの基本的な対応や教育活動全般にわたる主な配慮事項について、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に資する基本的事項として示すことが必要である」と示されていることは、大変重要であると考えます。また、「その際、合理的配慮の提供との関係についても整理するとともに、特別支援学級や通級による指導における全国的な教育水準の保障の観点から、その示し方についても併せて整理することが必要である。」と示していただいたことも、同様に重要であると考えます。

学習指導要領に、障害種ごとの基本的な対応や配慮事項、基礎的環境整備と合理的配慮のとらえ方などが整理されて示されることにより、通級による指導、特別支援学級の担任をはじめ全教員の指導・支援の拠り所として、大変有用なものとなると考えます。

以上、特別支援教育の更なる充実を期待して、全特協からの意見を提出させていただきます。

「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」に関する意見

全国へき地教育研究連盟

教育課程企画特別部会においては、これまで精力的な協議を積み重ね審議をとりまとめられていることに深く敬意を表します。今回、意見発表の機会を与えていただき感謝申し上げます。以下、本連盟から意見を述べさせていただきます。

1 基本的な考え方

次期学習指導要領の核となっているのは「多様な子供たちの『深い学び』を確かなものにする」と捉えます。また、三つの方向性も現代の教育課題に対応するものであり、「前例のない改革」であると理解しています。それは

- ①「調整授業時数制度」（「日本全国ほぼ同じ」を変える）
- ②「好き」「得意」（これまでの「調和的な発達」からの重心の移行）
- ③「教科書で」（「量より質」への転換）

に表れていると考えます。

このように大きな変化ですので、へき地・複式・小規模校の学校現場の抱える「不安」を払拭しつつ、前向きに取り組むことができる環境を整えていくことが重要です。

2 へき地・複式・小規模校の実施に向けた課題

へき地・複式・小規模校の学校数は減少しています。また近年は全体的に小規模校化しているともいえます。これまで全へき連は「へき地教育新聞」に始まり、実践事例集（冊子）の作成やホームページ等で各地の実践を広げてきました。その実践を踏まえ現行の学習指導要領でのよさと課題について述べます。

（1）よさ（メリット）

メリットを挙げると「個別最適な学び」「主体的な学び」（複式授業の間接指導、特別活動等）「協働的な学び」（複式学級での異学年交流等）「探究的な学び」（地域教材、体験学習等）「地域との連携」「リーダーとフォロワーの経験」等があります。

（2）課題（デメリット）

次に課題となることは①多様な考えとの交流の制限②協働的な学び③複式授業④学校行事や体育等⑤地域・学校外との接点⑥教員配置等があります。ただ、ICT活用によって人数の少なさによる①、②は少しずつ解消されていることもあります。③複式授業は「わたり」「ずらし」「同時間接指導」等のスキルが必要であることや2学年分の授業準備をすること④大人数での球技や集団行動、合唱などの活動ができない⑤地理的条件によって、都市部、他校、専門家などとの交流の場が限られること⑥専門教科の教員がいない、免許をもっていない教員が指導しなければならないこと、があります。

（3）次期学習指導要領の実施に向けた課題

上記のような課題がある中で、次期学習指導要領実施に向けて前向きに取り組んでいくにあたり、へき地・複式・小規模校の学校現場からは以下のような声もあります。

①教員定数と未配置

- ・教員定数により養護教諭、事務職員が配置されない学校があります。また、専科の教員がいない学校、年度初めから定数に満たない人数で新学期を迎える学校、教頭が担任をしている学校もあります。教員が定数に満たない場合、委員会に相談しても「学校で探してほしい」となることが多くあります。校長の仕事が「人探し」になります。
- ・こうした中、学校行事は規模に関係なくある程度同じです。様々な調査も同様です。校務分掌もそれほど大きな違いはありません。ですから、教員一人にかかる内容は多くなります。
- ・そのような日常の中で新学習指導要領に向けた学びの時間、十分な話し合いの時間等をとれるようにするためには、教員の未配置の実態の改善や、調整授業時数制度の研究・研修等卒の適切な活用等が不可欠になると考えられます。

②実施に向けた相談

- ・新しいことに取り組めばわからないこともあります。へき地の学校では十分な情報が届かないこともあり、一度決めたことも「それは間違った運用」との指導も考えられます。へき地の学校でも適切な情報が得られ、気軽に行政等に相談できる窓口があれば安心できるのではないのでしょうか。

③教育課程「2階」について

- ・様々な関係機関との連携が必要であり、現在も連携をしながら児童生徒の成長への伴走者として取り組んでいます。ただ、その関係諸機関の連携に差があります。地理的な条件によっては、近くにそのような機関がなく、移動に時間を要する場合があります。また、どこが中心となって進めるのか曖昧なこともありますので、都道府県・市町村の教育委員会等から関係諸機関の情報を適切に提供いただくことが重要となります。
- ・「日本語指導が必要な児童生徒」はへき地・複式校だからといって少ないわけではありません。現状、授業ではスマホのアプリ等を介して進めるなど工夫をしていますが限界もありますので、効果的な指導の在り方等について整理し、ガイドライン等を整備いただくことが取組を支える上で大きな力となります。

④柔軟な教育課程による学校ごとの違い

- ・調整授業時数制度によって、「特色ある教育課程」が可能となります。交流学习等の実施、調整が難しくなったり、複式学級の時間割編成が複雑になったりする可能性もありますので、サキドリ研究校の事例では複式・小規模校の取組も積極的に発信していただきたいです。
- ・教員が少ないことから一人の教員が複数の教科、校務を担当している中で、独自の授業時数の計画の策定や評価の準備への負担を感じやすい環境もありますので、ICTを活用した校務支援など、カリキュラム管理・評価事務等が円滑に進む環境の促進が必要です。
- ・それ以上に「特色ある教育課程」が「学校間格差」とならないよう、いずれの学校でも取り組みを進めやすいよう積極的な情報発信や伴走支援が重要です。

⑤研修の機会

- ・平成の終わりごろ、本連盟が実施している各都道府県の研究部長を集めて開催する研究推進協議会において各都道府県から出てくる課題は「研修の時間がない」「旅費がない」「補欠授業が組めない」等の研修機会の確保でした。へき地教員にも、次期学習指導要領の実施に向けた研修およびその他の様々な学びの場への参加できる機会等の確保が重要です。

⑥情報・評価

- ・「情報」に関する内容は常に更新していく必要があることから、国で出されているガイドライン等に助けられています。しかし、その進歩はあつという間ですので、適時のアップデートが重要

です。

- ・評価についても大きな見直しがありますので、若い教職員でも安心して評価できるよう評価の参考資料の充実や教育委員会等によるサポートが必要と思います。

⑦高校入試

- ・入試制度が現状と変わらなければ、教科書内容の網羅が必要となり、質への転換は難しいのではないかという懸念もありますので、入試制度の改善も併せて進めていくことが重要です。

3 次期学習指導要領実施に向けて取り組んでいただきたいこと

①教職員指導体制の整備・充実

- ・現在令和10年までの定数改善計画の推進はもちろん、全ての学校に養護教諭・事務職員が配置され、教頭の担任解消をしていただきたいです。
- ・養成、採用については大学等と連携して取組を進めていることは理解していますが、一日も早く教員不足を解消していただきたいです。

②諸条件整備について

- ・次期学習指導要領の趣旨が浸透し、理解されるように国、教育委員会等に図るとともに、学校が安心して取り組むことができるよう相談できる体制を構築することで学現場に任せるだけにならないようにお願いしたいです。併せて、誰もが安心して参加できる研修の機会も確保をしていただきたいです。
- ・様々な関係機関との連携がより円滑にできるようにしていただきたいです。あわせて、地域による格差がでないように隅々まで伝えていただきたいです。地域によっては4月にAIを学習に取り入れるガイドラインを出している委員会がある一方、ICT活用についての指針が出ているかどうかかわからない委員会もないわけではありません。
- ・GIGAスクール構想が出された時に令和5、6年になってようやく回線がADSLから変わった学校がありました。地域間の格差が生じないような細やかな支援をしていただきたいです。

③具体的な活用例の提示

- ・「サキドリの実践」等の事例が出されることによって理解が深まることや課題が解決されることもありますのでお願いしたいです。

4 終わりに

- ・「多様な」という言葉には異なる地域で生活している実態も含まれていると思います。へき地教育振興法が制定された理由、その意義、取組をどうか各都道府県、市町村へお伝えいただきたいと思っています。
- ・へき地で生活するには安心できる基盤が必要です。特に医療はそうです。医療等も含め、各省庁が一体となって生活基盤の安定を図っていただくことを切に望みます。
- ・子供たちの健やかな成長を願わない教職員は立場が違ってもしないはずで、社会全体で子供たちを見守り、育む熱意は誰もがもっています。へき地・複式・小規模校に勤務する全ての人々が誇りをもって仕事ができることを願って、意見発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

1. スポーツを取り巻く現状と課題

- 我が国では、少子化の進行、子どもの体力低下、運動習慣の二極化、部活動改革、AIの進化など、**子どもを取り巻くスポーツ環境が大きく変化**
- こうした状況の中、学校教育には、**子どもが生涯にわたり主体的にスポーツに親しむための基盤づくりと、学校と地域が連携した持続可能なスポーツ環境づくり**が求められていると認識

2. JSPOからの提言

以上を踏まえ、次期学習指導要領において、次の3点を重視いただきたい

提言1

生涯にわたって
スポーツに親しむ資質・
能力の育成

提言2

学校と地域が連携した
スポーツ環境の構築

提言3

スポーツを通じた
ウェルビーイングと
共生社会の実現

3. 方向性・視点

	＜提言1＞ 生涯にわたってスポーツに親しむ 資質・能力の育成	＜提言2＞ 学校と地域が連携した スポーツ環境の構築	＜提言3＞ スポーツを通じた ウェルビーイングと共生社会の実現
期待する 方向性	• 体育科・保健体育科を、生涯スポーツの基盤を育む教科として位置付ける • 運動技能や体力向上はもとより、子どもが主体的に身体活動に取り組む力を育成する • 豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成する	• 学校と地域の連携・接続をより明確に位置づける • 学校体育と地域スポーツを一体的に捉える • 部活動改革を踏まえた学校と地域との一体的な展開を促進する • 多様なスポーツ参加機会を確保する	スポーツは体力向上や健康増進はもとより、以下に資する教育的価値を有しており、それらの価値を一層重視する • 他者への理解 • 社会参画 • ウェルビーイングの向上 • 国際理解
具体的な 視点	✓ 運動遊びを基調とする内発的な動機付けの発揮(JSPO-ACP【アクティブ・チャイルド・プログラム】の活用) ✓ フィジカルリテラシーの育成 ✓ 身体活動への主体的な参画 ✓ 運動有能感・自己効力感の向上 ✓ 多様な運動・スポーツとの出会い(マルチスポーツ)	✓ スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブとの連携 ✓ JSPO公認スポーツ指導者の活用 ✓ 学校卒業後も継続できるスポーツ環境の整備 ✓ 安全面に配慮した活動環境の確保(暑熱順化等)	✓ 誰もが参加できるスポーツ活動 ✓ フェアプレー精神の定着 ✓ スポーツ・インテグリティに関する学び ✓ 「する」「みる」「ささえる」「集まる」「つながる」の多様な参画 ✓ スポーツボランティアを通じた社会参画

4. その他

<教育的意義を踏まえた持続可能な水泳授業の推進>

- 水泳実技授業の活動場所の確保・整備の推進
(学校プールに限らない、公営・民営プールの活用を含めた対応)
- 泳法の学習に限らない幅広い活動の可能性について検討
- 教師の負担軽減の観点から、民間事業者(スイミングクラブ等)の力を効果的に活用するとともに、産官学の連携・強化を図り、持続可能な水泳授業を推進すること
- 水遊びを通じて、水に親しむ態度の育成

5. JSPPOが貢献できること

- JSPPOは、加盟団体(競技団体・都道府県スポーツ協会等131団体)、公認スポーツ指導者(約30万人)、スポーツ少年団(約2万4,000団)、総合型地域スポーツクラブ(約1,100登録クラブ)等の全国的なネットワークなどの人的インフラを有している
- 今後も地域スポーツと学校教育をつなぐ役割を担いながら、すべての子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に貢献することができる

2026年10月21日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
主査 貞広 斎子 様

日本労働組合総連合会
総合政策推進局長 小原 成朗

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」についての意見

1. 連合の基本的な考え方

連合は、労働組合の全国中央組織として、働く者の立場から、誰もが安心して働き暮らせる社会、すなわち「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざして運動を進めています。

次世代が安心して働き暮らせるようにするため、教育に関しては、すべての子どもに学ぶ機会を保障し、技術革新の進展などの不確実な環境変化にも適応できる力を身につけてもらうことが必要です。

また、学校における働き方改革を着実に推進し、教職員の長時間労働の是正や働きがいの向上を通じて教育の質的向上をはかることも重要な課題です。

このたびの学習指導要領の改訂では、これらの視点を重視していただきたいと考えます。

2. すべての教育段階における労働教育の充実

連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けては、第一に、教育と労働をつなぐことが不可欠です。審議まとめでは、社会の変化を踏まえ、次世代が社会を支え活躍する、あるいは良き主権者となるための学びを後押しする姿勢が見られ、賛同するところですが、それにとどまらず、社会に出ることを見すえて労働教育を充実させることも重要です。

わが国では、働く者を守るワークルールが整備されているものの、働く者の知識が十分でないために、不当な扱いをされてもそれがルール違反であることすらわからないことは少なくありません。労働教育は子どもの将来に備える大事な取り組みであり、憲法が保障する「勤労の権利」や労働組合を結成する権利などの「労働基本権」に始まり、労働基準法などの主な法律に至るまでの、ワークルールに関する教育をすべての教育段階のカリキュラムに盛り込むなどの対応をはかるべきです。

3. 子どもと教育現場の実情を踏まえた情報教育の実施

審議まとめでも指摘されているように、OECDのPISA調査で、日本は世界トップクラスの成績を獲得した反面、読解力が低下しました。

読解力は、理解や思考に不可欠な、あらゆる学びの前提となる力です。AIを用いて直ちに正解を得ようとする学習姿勢が身につけてしまうと、読解力低下をさらに助長し、「深い学び」を妨げるおそれがあります。

「情報技術が認知や行動に与えるリスクに十分留意すべきである」ということは審議まとめでも記述されていますが、これは次期学習指導要領において最も重要

な視点であるため、「基盤となる考え方」を示した第 2 章においても、そうしたりスクに十分留意して「深い学び」の実現と「確かな知識」の習得に取り組まなければならないということを明記し、強調すべきです。

その上で、デジタル技術の進展を強く意識した新たな学習指導要領が「深い学び」と「確かな知識」につながるよう、その要点と内在する課題を現場に伝えて実装をはかるとともに、改訂後も技術革新と教育現場の状況を注視し、新たな変化と課題に機動的に対応することが肝要です。

また、情報活用能力を構成する 3 要素、すなわち「活用」「適切な扱い」「特性の理解」については、育成すべき能力が小・中・高校の段階ごとに整理されていますが、デジタル技術の活用に伴う責任やリスク、情報の真偽を見極めるメディアリテラシーの知識は、子どもが実際に情報技術に触れる前に最優先で教えるべきです。

4. ジェンダー教育に関する記載の充実

「次期学習指導要領に向けた基盤となる 3 つの方向性」のひとつに「多様性の包摂」があげられています。その具体的な課題のひとつは性的指向および性自認に関する差別の解消であり、教育が重要な役割を果たします。

審議まとめでは、社会、地理歴史、公民や道徳において、LGBT理解増進法の施行を踏まえた内容の充実をはかることが記載されていますが、法律の概要を説明するだけでなく、性的指向および性自認の多様性について理解が深められる教育がなされるよう、学習指導要領の記載を充実させることが望ましいと考えます。

5. 調整授業時数制度の適切な運用

調整授業時数制度は、現場で創意工夫することで教員の仕事や子どもの学びに余白が生まれ、カリキュラム・オーバーロードの改善、ひいては働き方改革と教育の質の向上につながるものとなるため、導入と定着・拡大をはかることが適当です。

この制度を活用して、生み出した時間を学校・地域ごとに異なる課題に対応した学びに充てれば、実態に即した形で教育を充実させることができます。

もっとも、運用が不適切であると、子どもに負担のかかる時間割になったり学力が低下したりする可能性があることは否定できません。審議まとめに記載されている質の確保に取り組むほか、保護者をはじめとする学校内外の関係者の理解を広げる取り組みと、きめ細やかな情報提供などの支援が必要です。

6. 高等学校入学者選抜の学力検査における公正性の確保

「次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策」のひとつとして、高等学校入学者選抜の学力検査の採点等において A I を含むデジタル技術の活用や負担軽減に係る取り組みを促進すべき旨が記載されています。

もとより負担軽減は必要ですが、A I は処理過程の透明性が十分に確保されているとはいえず、A I を採点に活用すると、学校側が学力以外の要素を合否判定基準に加味する余地が生じ、純粋な学力以外の要素によって合否が左右されるといった公正性に欠ける選抜が行われるおそれがあるため、慎重に検討すべきです。

7. 「実現可能性の確保」のための条件整備の徹底

次期学習指導要領の理念を実現するには、実現可能性を確保するための条件整備が重要であり、内容を周知し、実践を促すことが必要です。明解な解説を作成する

など、現場の理解促進を補助することが求められます。

あわせて、教職員の負担への配慮も重要です。改訂を踏まえた現場の対応は負担が大きいと承知していますが、とくに調整授業時数制度を活用して教育課程を編成する場合は、負担がさらに重くなります。また、情報の新教科・領域の創設に関しては、現在でも情報や技術の学習を担う教員の人手と指導力が十分でないとの声が届いており、特段の対応が必要です。

部活動の地域移行も欠かせません。地域移行によって家庭の費用負担が増えて参加を断念するといったことがないように留意しつつ、移行をさらに推進すべきです。

充実した次期学習指導要領をしっかりと実装するために、また、改訂への対応に伴って教職員への過大な負担が生じないようにするために、学校内外の関係者への丁寧な情報提供、十分な人員配置、計画的な人材養成など、万全の取り組みをお願いいたします。

以 上

2026年10月21日

中央教育審議会 初等中等教育分科会
教育課程部会 教育課程企画特別部会 御中

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見

一般社団法人新経済連盟

1. 前提

- ・新経済連盟（以下「当連盟」とする）は、「イノベーション」「アントレプレナーシップ」「グローバル化」の3つの理念のもと、新経済の発展及び我が国の産業競争力強化を目指して政策提言活動を行っている。教育は国家にとっての基礎インフラであり、学習指導要領等の改訂には、未来の社会・産業構造を見据え、時代を切り拓く人材を育成する国家戦略的視点が不可欠である。
- ・この度示された「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（以下「審議まとめ」とする）において、調整授業時数制度の導入による教育課程の柔軟化や「余白」の創出、小・中・高を通じた情報教育の抜本的拡充（小学校「情報の領域」、中学校「情報・技術科」の創設等）など、時代に即した画期的な方向性が打ち出されたことを支持する。
- ・制度的枠組みの整備が進む中、今後の最大の課題は「制度の策定」から「学校現場での定着・組織文化とオペレーションの変革」への着実な移行である。

2. 意見

(1) 探究学習におけるアントレプレナーシップ教育の概念の導入と「開かれた学校」の推進

① 探究学習におけるアントレプレナーシップ教育の位置付け

- ・審議まとめにおいて、小・中・高の探究学習を「総合的な探究の時間」として統一的な概念としたことについて、体系的な学びの観点から強く支持する。
- ・当連盟がこれまで提言しているアントレプレナーシップ教育は探究学習とも親和性が高い考え方である。アントレプレナーシップ教育は必ずしも起業することが目的ではなく、自ら設定した課題について次世代テクノロジーや手法を活用して解決し、新しい価値を生み出す能力を身に着けることであると捉えている。これは社会のあらゆる場面で必要な資質である。
- ・我が国の産業競争力の維持・発展のためには、このような資質を持った人材が益々必要となる。一方、それは、高等教育の数年間で身に付くものではなく、初等教育から時間をかけて体系的に学ぶことにより身に付くものである。
- ・探究学習を進めるに当たり、アントレプレナーシップ教育の概念を取り込み、育むべき資質・能力を改訂指導要領及び解説において明確に示すことを強く要望する。産業界と連携した、質の高い探究学習、アントレプレナーシップ教育の実現に向けて、当連盟としても協力していく所存である。
- ・また、このような教育の実現及び質的向上には、入試を含め探究学習の成果が継続的かつ多面的に評価される仕組みとなることが望ましい。

② 「開かれた学校」の実現

- ・多様な特性や専門性を持つ児童生徒に質の高い教育を提供するためには、学校が地域や社会に開かれ、より多くの民間人材や地域関係者が、学校の教育目標に関する共通認識を持った上で学校教育に直接かつ継続的に関与することが不可欠である。そ

のためには既存の学校評議会やコミュニティスクールに加え、教員免許制度の柔軟化やコーディネーターの人数・役割の増加など、民間人材が学校に関わりやすくする仕組みの構築が必要である。

- ・特に「特別免許状」については、都道府県教育委員会ごとに審査基準や運用にバラつきや課題が存在するため、国主導で共通の認定制度や運用指針を整備し、円滑な授与と広域的な活用が可能となる方策を講じるべきである。

(2) 小・中・高の一貫した「情報教育」の充実と教員の学びの環境の強化

① 情報教育の授業時数の大幅な増加への賛同

- ・審議まとめで示された小学校「情報の領域」、中学校「情報・技術科」、高校「情報科」の新設・見直し及び授業時数の大幅な増加は、現在の社会変化を踏まえると必要性が高く、非常に意欲的な方針でもあり、強く支持する。
- ・情報教育で培うスキルや思考法は他教科の学びと深く連携し、全体の学びの質を高める基盤となるため、情報教育の時数を増加させ、そのための時数を各教科等から「薄く・広く」減じて確保する方針は妥当であり、堅持されるべきである。
- ・他教科の授業時数が削減されることに対する否定的な意見も存在するが、他教科において必要な学びが削られるものではなく、教科間の重複内容を整理し、情報化社会における体系的な学びを実現するものと考える。

② 既存事業の成果に基づく改善、多様な知見に基づく今後の方針策定

- ・AI教育の基盤整備に当たっては、現在進められている生成AIパイロット校等の取組をはじめとする既存事業の成果や課題(利用ガイドラインの妥当性、学びの深まりへの効果、セキュリティ上の課題等)を広く検証し、現場の知見を的確に反映・改善しながら段階的・着実に推進すべきである。
- ・今後の基盤整備の具体的な方針策定に当たっては、特定の企業への依存ではなく、通信・出版・セキュリティ等の関連する様々な業種の企業のほか、多様な学術的知見を有するアカデミア、教育関係者等がコンソーシアムを形成し、国が一定の要件を示しつつも多角的な知見のもとで検討を進めていくべきである。また、AIの進歩は非常に早く、それに伴いAI教育の在り方も常に見直すことのできる体制とすべきである。

③ 「情報AT(アシスタントティーチャー)」の制度化と国主導の予算措置

- ・英語教育におけるALT(外国語指導助手)と同様のモデルとして、大学・高専生や民間のIT専門人材等を活用した「情報AT(アシスタントティーチャー)」や外部講師を全国の小・中・高に配置できるよう、国主導で制度化するとともに必要な予算措置を講じるべきである。

④ 現職教員に対する「課題解決型学習」を含む指導力強化の方策

- ・小・中・高の全教員が、まずは生徒が授業で学ぶことと同様にAI・データサイエンス・プログラミング等を学ぶことが重要である。
- ・さらに、「道徳経済合一」の考えを取り入れ、「課題解決型学習(PBL)」等のアクティブラーニングの視点に立った実践体験を伴うリスキング研修をより充実させ、カリキュラムに関して国から一定の基準を示すとともに全国で実施すべきである。
- ・その際、健全な社会を持続・発展していく観点から、フェイクニュースやセキュリティなどの問題に対応できる情報リテラシー教育も引き続き重要視し、プログラムに組み込むべきである。

⑤ AIを教育現場で活用するための教員養成課程における指導力の土台形成

- ・大学等の教員養成機関において、AIを教育現場で活用するための指導力育成をこれ

まで以上に重視し、その土台形成を急ぐ必要がある。教職課程を履修する全学生が、次期学習指導要領で求められる小・中・高の情報教育と同等レベルの AI・データサイエンス・プログラミング学習及び課題解決プロジェクトの体験を受けられるよう、養成課程の検討がなされるべきである。

⑥ 規模・補助対象とも充実した国庫補助の実現

- ・これまで述べた情報教育の抜本的な充実は、政府や自治体のみで教材やシステムを構築・整備することは困難であり、民間企業・団体との連携によって可能となる。また、その実現のためには多様な用途に対応した財政措置が不可欠である。GIGA スクール構想第 2 期の推進のために大規模な予算措置を行い、基盤整備を行う方針について評価するとともに、イノベーションにより新たな価値を創出できる人材の教育には、今後も地方交付税措置のみに依存する形ではない、各地域に対する大規模な国庫補助の導入を強く期待する。
- ・補助対象経費についても PC やネットワーク等のハードウェア面に加え、AI サービスやクラウドサービス、アプリケーション利用料、専門人材の配置費用といった継続的な運用の費用も見込むことが必要である。
- ・教育現場における AI の活用にあたっては、個人情報等の適切な管理や強固なセキュリティ体制を前提とし、児童生徒の発達段階に応じて理解を深めるためのフィードバックするような「教育特化型」AI プラットフォームを官民で構築することが望ましい。その実現のため、強固な財政措置を国として担保するよう期待したい。

(3) デジタル技術・AI 及び民間のノウハウの活用による校務 DX の推進

① 民間のノウハウの活用による校務 DX の推進

- ・審議まとめで重視されている「実現可能性の確保」に関し、教員の負担軽減やデジタル技術・AI を活用した校務の効率化が盛り込まれている点を支持する。
- ・これまでも当連盟では、民間企業が培ってきた「働きやすさ」と「働きがい」を両立させる実行ノウハウを学校現場へ移植し、教育現場の DX を推進することを提言している。産業界と連携した抜本的な改革により、教員研修の充実とともに教員が行っている業務の整理や役割分担を通じた教員の働き方改革が進むことを通じ、教員の量と質の確保により次期学習指導要領の方針についても実効性がより担保されることを期待する。その改革にあたっては、当連盟としても全面的に協力していく所存である。

② AI・デジタル技術を活用した生徒の多面的な評価と負担軽減

- ・観点別評価や学習ログ、レポート・作品制作（パフォーマンス評価）等における客観的かつ多面的な評価を推進するに当たり、教員の過度な記録・集計負担を回避するため、AI を活用した記述分析や学習履歴の可視化等のデジタルツールを積極的に活用した評価支援の仕組みを構築・普及させるべきである。

③ 調整授業時数制度等により授業時数が減る教科担当教員への適正な評価

- ・調整授業時数制度の導入に伴い、特定の教科で標準授業時数が削減され、その時数が「裁量的な時間」や他教科へ充当される場合であっても、授業時数が減少した教科を担当する教員が不当に過小評価されることがないよう、一定の指針を示すなどにより人事評価や教員評価が適正になされるような方策を検討すべきである。その際、企業などでも導入が進んでいる AI を活用した評価も有効であると考える。

以上

教育課程企画特別部会の今後のスケジュール（予定）

○第 21 回 10 月 21 日（水） 15:30 ～ 17:30

次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング③

○第 22 回 10 月 30 日（金） 9:30 ～ 11:30

次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング④

※あくまで現時点の予定であり、審議の状況によって変更の可能性があります

教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体 一覧

【校長会関係】

全国連合小学校長会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
全国特別支援学校長会
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
全国連合退職校長会
全国公立学校教頭会
全国公立小・中学校女性校長会
全国へき地教育研究連盟

【幼児教育関係】

全国国公立幼稚園・こども園長会
全日本私立幼稚園連合会
公益社団法人全国幼児教育研究協会
特定非営利活動法人 全国認定こども園協会
一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
一般社団法人認定こども園連盟

【教育委員会関係】

全国都道府県教育委員会連合会（全国都道府県
教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会）
全国市町村教育委員会連合会
指定都市教育委員会協議会
全国都市教育長協議会
中核市教育長会
全国町村教育長会

【私立学校関係】

日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会

【経済団体等関係】

一般社団法人新経済連盟
一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
公益社団法人日本青年会議所
日本商工会議所
日本労働組合総連合会

【教職員関係】

日本教職員組合
全日本教職員組合
全日本教職員連盟
日本高等学校教職員組合
全国教育管理職員団体協議会
公益社団法人全国学校栄養士協議会
全国養護教諭連絡協議会
全国公立小中学校事務職員研究会
全国公立高等学校事務職員協会

【体育・文化関係】

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本学校体育研究連合会
公益社団法人全国高等学校文化連盟
公益社団法人全国公立文化施設協会
公益財団法人日本宗教連盟

【大学関係】

一般社団法人公立大学協会
一般社団法人国立大学協会
日本教育大学協会
全国公立短期大学協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立大学協会
日本私立短期大学協会

【保護者・若者等関係】

公益社団法人日本 P T A 全国協議会
一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会
一般社団法人日本若者協議会
全国特別支援教育推進連盟